

40. モナコ (M C)

| 国名 | 国別整理番号 | 名 称 | 使用言語 | 発行状況 | 所 蔵 範 囲 | | | 整理区分 |
|------------------------------------|--------|---------------------------------------|------|------|---------|-----|------|------|
| | | | | | 発行年次 | 番 号 | 主な欠号 | |
| 40 モ ナ コ (M C) | 1 | Amexe au Journal de Monaco 工業所有権公報 | 仏 語 | 不 定 | 1998 ~ | | | 発行日順 |

41. モルドバ (M D)

| 国名 | 国別整理番号 | 名 称 | 使用言語 | 発行状況 | 所 蔵 範 囲 | | | 整理区分 |
|---|--------|------------------|------|------|----------|-----|------|------|
| | | | | | 発行年次 | 番 号 | 主な欠号 | |
| 41 モ ル ド バ (M D) | 1 | 工業所有権公報 | 露 語 | 月 刊 | 1993.10- | | | 年 別 |
| | 2 | 工業所有権索引 (未製本) | | | 1995 ~ | | | |

| 概 要 | 備 考 |
|---|--|
| <p>1. 特許関係 (1) IPCセクション(A～H)別特許番号 (2) 書誌的事項(権利日、出願日、出願人、住所、発明の名称、優先権関係)</p> <p>2. 意匠関係 (1) 登録番号 (2) 一般事項(意匠名、権利日、出願人、住所、優先権関係)</p> <p>3. 商標関係 (1) 変更事項 a) 住所変更 b) 権利譲渡 c) 名義変更 d) 名称変更 (2) 登録商標の内容 国際分類別商標 一般事項(出願日、文献番号、権利者、住所) 指定商品の全リスト</p> | <p>1. 特 許 (1) 種 類 特 許 追加証 (2) 存続期間 出願日から20年 基本特許の残存期間 (3) 審 査 方式、発明の単一性、権利保護の対象たりうるか否か についてののみ。 (4) 実施義務 特許付与から3年以内。</p> <p>2. 商 標 (1) 存続期間 国際商品分類採用、出願日から10年、同期間ずつ更新 できる。 (2) 審 査 方式及び登録の対象たり得るかについて審査あり。 なお、異議申立制度はない。</p> <p>3. 意 匠 (1) 存続期間：出願から10年。 出願前の公開時から50年まで延長可。 (2) 登録はモナコ国官報に公告される。 (3) 分類.....国際意匠分類 1992.12.1 E P O加盟</p> |

| 概 要 | 備 考 |
|--|---|
| <p>1. 特許関係 特許番号順、発明特許許可リスト IPC順、発明特許許可リスト</p> <p>2. 商標関係 登録番号順、登録商標リスト 分類順、登録商標リスト</p> | <p>1. 1995年7月31日発効 国際・特許分類に関するストラスブール協定 意匠、国際分類を制定するロカルノ協定 標章、ウィーン協定、ニース協定、マドリッド協定</p> <p>2. 特許及び実用新案 (1) 存続期間 出願から20年 (2) パリ条約加盟国</p> <p>3. 商標 (1) 存続期間 国際商品分類採用、出願から10年(1996年5月8日新法)</p> <p>4. 工業意匠 工業所有権法が発行するまで暫定規則が有効</p> <p>条約の優先権は、出願時に主張できる。</p> |